

川崎市老人集会所管理運営要綱

(趣旨)

第1条 老人集会所(以下「集会所」という。)は、老人に健全な娯楽及び休息の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 集会所は、老人クラブ等の公共団体が民家あるいは、民間の団体の管理に属する建物を借り上げ定期的に週1日以上老人のために開放し、市の基準に合致し、市が指定したものをいう。

(指定基準)

第3条 集会所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 集会所に専用できる居室が原則として1階にあって広さが、12畳以上あり、通風・採光の良好なこと。

(2) 湯沸し場及び便所は、家族の使用するものとは別であること。

(3) 利用者が気兼ねなく出入りできること。

(4) なるべく交通等の安全が保たれる場所にあること。

(5) 電話(呼び出し電話も可)があること。

(6) 集会所の定員は、利用人員1人当たり1㎡程度を確保できること。

2 集会所の利用基準は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、市内に住居を有する原則として60歳以上のものとする。

(2) 利用料を無料とすること。

(3) 利用者は、入所するとき集会所利用簿に所定の事項を記載すること。

(4) 利用日・利用時間等については、集会所に掲示し、利用者に周知させなければならないこと。ただし、利用時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

(5) 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

ア 使用時間を厳守すること。

イ 施設・設備等を滅失し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。

ウ 許可なく火気を使用しないこと。

エ 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

オ 所定の場所以外で喫煙しないこと。

カ その他世話人の指示した事項。

3 集会所の管理基準は、次のとおりとする。

(1) 集会所には、必ず「老人集会所」の表示をしなければならない。

(2) 集会所には、必ず世話人をおかななければならない。

(3) 世話人は、集会所において運営の責任を負い、心身ともに健康で老人に対して親切

であるとともに欠勤する場合は、代替の人が得られなければならない。

(4) 世話人の業務は、次のとおりとする。

ア 集会所を常に健全かつ明朗な雰囲気には保ち、秩序を維持するよう努めること。

イ 設備並びに備品類の維持管理については、特に留意すること。

ウ 集会所における火災・盗難の防止には万全を期さなければならない。

エ 管理運営に係る関係帳簿を整備すること。

オ その他管理上必要なこと。

(5) 世話人は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、入所を禁じ、又は退室を命じること。

ア 泥酔し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

イ 危険な物品を携帯し、又は動物を伴うとき。

ウ 伝染病を有するとき。

エ その他集会所の管理上支障があるとき。

(指定の取り消し)

第4条 集会所を設置する団体においては、第3条に規定する指定基準に適合しなくなる等集会所に不相当と認められる事由が生じたとき、又は指定の辞退の申し出があったときは、その指定を取り消すことができる。

附則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。